

素敵なまちに！ みんながつくるまちに！

『市民活動支援補助金』を『活用』ください

市では、市民活動の活性化を図り、市とNPOなど市民活動団体がパートナーシップでまちづくりを行っていくことを目指しています。このため、公益的な市民活動を支援する目的で支援補助金の制度を創設し、ただ今この補助金の申請団体、事業を募集しています。

応募団体は6月18日(日)に行う公開審査会で提案説明をしていただくこととなりますが、6月12日(月)～13日(火)の間に申請書類を提出していただく必要があります。

【対象事業】2007年3月31日までに市内で実施される公益的な事業で、自主性、自立性に基づき継続性があり、市が実施する他の財政的支援を受けないもの。ただし、営利を目的とするもの、政治的、宗教的活動、趣味的なサークル活動や親睦を目的に取り組まれる事業は対象となりません。

【団体の条件】市内に活動の拠点を有する団体で、団体の構成員となるのに条件がなく、市民誰もが自由に参加できる団体。ただし、町内会やPTAなど一定の資格要件を要する団体は対象外とします。

公開審査会(プレゼンテーション)にお越しください

日時 ■ 6月18日(日) 9:00～
場所 ■ サントピア水口(共同福祉施設)
その他 ■ 手話通訳が必要な方は6月7日(水)までにご連絡ください。

市民活動団体の取り組みについて知ることができるといってもありますので、関心をお持ちの皆さんはぜひお越しください。

問い合わせ

市民生活課 コミュニティ推進係

FAX 63-45882
63-45887

情報公開・個人情報保護制度

開かれた市政をめざして

市では、市政に関する市民の知る権利を保障することを目的として「情報公開制度」を、個人の権利利益の保護を図り、基本的人権を擁護することを目的として「個人情報保護制度」を設けています。

甲賀市情報公開条例第29条(実施状況の公表)及び甲賀市個人情報保護条例第44条(運用状況の公表)に基づいて、平成17年度の実施状況を次のとおり公表します。

● 行政文書公開の実施状況

(平成17年4月1日～平成18年3月31日)

請求件数	39件
市長部局	30件
教育委員会	4件
選挙管理委員会	4件
議会	1件
公開等の決定状況	
公開	22件
部分公開	11件
不存在	6件
部分公開理由別状況	
個人情報	6件
法人情報	1件
個人情報及び法人情報	4件
不存在理由別状況	
取得していないため	2件
作成していないため	2件
保存期間の経過及び作成していないため	1件
その他	1件

● 個人情報開示の実施状況

(平成17年4月1日～平成18年3月31日)

請求件数	6件
市長部局	5件
教育委員会	1件
開示等の決定状況	
開示	4件
部分開示	2件
部分開示理由別状況	
開示請求者以外の個人情報	2件

※甲賀市役所各支所に情報コーナーを設け、入札結果、議会会議録などの情報提供を行っていますのでご利用ください。

問い合わせ

総務課文書法規係

FAX 63-45554
63-0664